

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年7月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800021号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800032号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年9月1日から平成24年4月1日に訂正し、平成24年4月から同年8月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成24年4月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年4月1日から同年9月1日まで

私は、A社に平成23年12月5日にパートとして入社した。当初は、平成24年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、会社から平成24年4月まで遡って加入する旨の確認があった。社会保険の遡り加入に伴い発生した保険料は平成25年2月から6回分割で給与天引きされたので、請求期間について、厚生年金保険被保険者として、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された請求者に係る賃金台帳及びパート出勤簿並びに同社の回答により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、請求者から提出された給与明細、金融機関から提出された普通預金元帳、B社から提出されたパート賃金台帳2、社会保険料に関する「確認書」及び年金事務所が保管する請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届並びに日本年金機構の回答により、請求者は請求期間において、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(15万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、年金事務所に対し、当初は平成 24 年 4 月 1 日を資格取得日とする請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したものの、平成 25 年 3 月 5 日には、平成 24 年 9 月 1 日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者資格取得届（取得訂正）を提出しており、請求内容どおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800029号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800033号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月10日は2万5,000円、平成17年12月12日は4万円、平成18年7月10日は3万円、平成18年12月11日は2万9,000円、平成19年7月10日は2万6,000円、平成19年12月10日は2万8,000円、平成20年7月10日は3万円、平成20年12月10日は5万円、平成21年7月10日は2万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日、平成17年12月12日、平成18年7月10日、平成18年12月11日、平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日及び平成21年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日、平成17年12月12日、平成18年7月10日、平成18年12月11日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日及び平成21年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月12日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月11日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年12月10日
⑦ 平成20年7月10日
⑧ 平成20年12月10日

⑨ 平成 21 年 7 月 10 日

請求期間について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録がないので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳並びに同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書（賞与支給明細書）、預金通帳及びお取引明細表（以下、併せて「預金通帳等」という。）により、請求者は、A社から請求期間①は 2 万 5,000 円、請求期間②は 4 万円、請求期間③及び請求期間④は 3 万円、請求期間⑤は 2 万 7,000 円、請求期間⑥及び請求期間⑦は 3 万円、請求期間⑧は 5 万円、請求期間⑨は 2 万 5,000 円の賞与の支払を受け、請求期間①は 2 万 5,000 円、請求期間②は 4 万円、請求期間③は 3 万円、請求期間④は 2 万 9,000 円、請求期間⑤は 2 万 6,000 円、請求期間⑥は 2 万 8,000 円、請求期間⑦は 3 万円、請求期間⑧は 5 万円、請求期間⑨は 2 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 2 万 5,000 円、請求期間②は 4 万円、請求期間③は 3 万円、請求期間④は 2 万 9,000 円、請求期間⑤は 2 万 6,000 円、請求期間⑥は 2 万 8,000 円、請求期間⑦は 3 万円、請求期間⑧は 5 万円、請求期間⑨は 2 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 7 月 10 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、年金事務所が保管する平成 19 年 7 月 10 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者の賞与額を 0 円として届け出ていることが確認できることから、事業主は、当該期間に係る賞与について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 7 月 10 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主は、平成 16 年 12 月 10 日、平成 17 年 12 月 12 日、平成 18 年 7 月 10 日、平成 18 年 12 月 11 日、平成 19 年 12 月 10 日、平成 20 年 7 月 10 日、平成 20 年 12 月 10 日及び平成 21 年 7 月 10 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる

関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。